



島根県報

令和元年11月12日（火）

第 5 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和元年度第4次自衛官募集	(防災危機管理課)	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(")	2
青少年に販売等してはならない図書類	(青少年家庭課)	3
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	3
平成31年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	(畜産課)	3
保安林予定森林	(森林整備課)	4
指定施業要件の変更予定保安林	(")	4
中型まき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間	(水産課)	5
地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	5

【特定調達公告】

運転免許証等作成用消耗品の購入に係る随意契約の相手方等	(警察本部)	6
-----------------------------	--------	---

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定		6
不在者投票を行うことができる施設の名称の変更		7

告 示**島根県告示第357号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、令和元年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和元年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集種目

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

2 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者

3 応募期間

第8回 令和元年11月18日（月）から同年12月5日（木）まで

第9回 令和元年12月9日（月）から令和2年1月9日（木）まで

4 試験期日

第8回 令和元年12月7日（土）

第9回 令和2年1月11日（土）

5 試験場

陸上自衛隊出雲駐屯地

出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

6 試験科目

(1) 筆記試験（国語・数学・社会・作文）

(2) 口述試験・適性検査・身体検査

7 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

8 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第358号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和元年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社メディカル・ケア西日本	訪問介護	こころねヘルパーステーション今市町	出雲市今市町330-5	令和元年11月11日

島根県告示第359号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和元年11月12日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社メディカル・ケア西日本	訪問看護	こころね訪問看護ステー	出雲市今市町330-5	令和元年11月11日
	介護予防訪問看護	ション今市町		

島根県告示第360号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第6条第1項の規定により、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定するので、同条例第27条の規定により告示する。

令和元年11月12日

島根県知事 丸山達也

指定番号	種類	図書名称	発行・出版社名	指定の理由
16087	雑誌	BUGBUG（バグバグ） 2019年11月号	スコラマガジン	次のいずれかに該当し、青少年の健全な育成を阻害するものであると認められるため。 (1) 性的感情を著しく刺激するもの (2) 粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長するもの (3) 自殺又は犯罪を誘発するもの
16088	雑誌	リアル人妻30（サーティ） 2019年11月号	ブレインハウス	
16089	コミック	恋愛LOVE MAX	秋田書店	
16090	コミック	恋愛天国（パラダイス）	竹書房	
16091	雑誌	実話ナックルズ 2019年11月号	大洋図書	
16092	書籍	ラジオライフ 2019年11月号	三オブックス	

島根県告示第361号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和元年11月12日

島根県知事 丸山達也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
小谷 暢啓	循環器内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和元年10月31日
松本 亮紀	整形外科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355番地	令和元年10月31日
小川 貢平	泌尿器科	医療法人明誠会 雲南なごみクリニック	雲南市木次町里方1093番地47	令和元年10月31日

島根県告示第362号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成31年度地方の臨時種畜検査に合格した

種畜は、次のとおりである。

令和元年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11567307885	恵美（全和2018子島黒1180773）	肉用牛 黒毛和種	1 級

島根県告示第363号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町市山61-1、65-1、66、866、868-4、868-6、869-1、873

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第364号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

吉賀町（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第365号

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、中型まき網漁業（いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする1そうまき動力付中型まき網漁業及び2そうまき無動力中型まき網漁業）の許可又は起業の認可の申請期間を令和元年11月22日から令和元年12月6日までと定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第366号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
雲南市	平成28年度～30年度	38枚	1冊	塩田2	令和元年10月31日
雲南市	平成28年度～30年度	41枚	1冊	篠淵2	令和元年10月31日
雲南市	平成27年度～30年度	35枚	1冊	乙加宮4	令和元年10月31日
雲南市	平成27年度～30年度	32枚	1冊	乙加宮5	令和元年10月31日
雲南市	平成28年度～30年度	25枚	1冊	坂本1	令和元年10月31日
益田市	平成28年度～30年度	22枚	1冊	虫追4	令和元年10月31日
益田市	平成28年度～30年度	18枚	1冊	飯浦1	令和元年10月31日
益田市	平成28年度～30年度	15枚	1冊	久原2	令和元年10月31日

益田市	平成28年度～30年度	15枚	1冊	丸茂2	令和元年10月31日
-----	-------------	-----	----	-----	------------

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年11月12日

島根県警察本部長 今 村 剛

1 件名及び数量

運転免許証等作成用消耗品

- (1) IC運転免許証カード基体 71箱
- (2) 運転経歴証明書カード基体 4箱
- (3) インクリボン 34箱

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和元年10月17日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーンシステム 代表取締役 尾崎 信太郎 東京都新宿区新宿四丁目3-17

5 随意契約に係る契約金額

- (1) IC運転免許証カード基体 512,100円（単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。）
- (2) 運転経歴証明書カード基体 150,600円（単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。）
- (3) インクリボン 140,000円（単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

令和元年11月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
有料老人ホーム心暖	松江市玉湯町湯町190-1	令和元年11月1日

島根県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

令和元年11月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
有料老人ホーム故郷	邑智郡邑南町下田所1083-1	施設の名称	特定施設入居者生活介護老人ホームふる郷